

平成 16 年（行ウ）第 497 号 公金支出差止（住民訴訟）請求事件

原告 深澤 洋子 外 43 名

被告 東京都知事 外 4 名

原告準備書面（15）

（利水の反論）

2007（平成 19）年 6 月 25 日

東京地方裁判所 民事第 3 部 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 高 橋 利 明

弁護士 大 川 隆 司

弁護士 羽 倉 佐 知 子

弁護士 土 橋 実

弁護士 只 野 靖

弁護士 谷 合 周 三

ほか 28 名

訴訟復代理人

弁護士 西 島 和

原告らは、被告らの平成 19 年 2 月 6 日付準備書面(12)、3 月 30 日付準備書面(13)について、以下のとおり反論を準備する。

第 1 被告の主張のまとめ

被告らは、平成 19 年 2 月 6 日付準備書面 (12)、3 月 30 日付準備書面 (13)において、概要、以下のとおり主張している。

1 水需要予測について

- (1) 配水量の変動は、その年の気象条件、景気等の社会経済状況の変化など、様々な要因によって左右されるものであり、都では、人口のほか、社会経済指標を用いた重回帰分析により、将来の水道需要を予測した(被告ら準備書面(12)4 頁)。
- (2) 生活用水については、経済動向や世帯当たりの人員の変化、節水機器の普及など、様々な要因の影響を受けると考えられることから、「都内総生産」「雇用者報酬」「雇用者報酬+家計財産所得」「個人所得」「平均世帯人員」「年次」を説明変数にして、あらゆる組合せで重回帰分析を行い、その結果と過去の実績値との適合性を比較検討した結果、「個人所得」と「平均世帯人員」を用いたモデル式が最も適合することが判明したので、これを採用した(同 7 頁～9 頁)。
- (3) 原告らが重回帰分析などを用いた都の過去における予測値は、ことごとく過大であったとの主張は、都の予測手法の合理性や都が適宜予測の見直しを行っていることを度外視し、ある年についての当初予測値が、実績値をある程度上回っていることのみをとらえた短絡的な見解である(同 5 頁)。
- (4) 負荷率については、予測時における過去の実績期間(昭和 61 年度から平成 12 年度まで) の実績値を踏まえ、当該実績期間の極値である最低値 81%を使用した(同 10 頁)。
- (5) その結果、2013 年の需要予測は、1 日最大配水量として 600 万 m³を見込んでいる(同 4 頁)。

2 水源等について

- (1) 地下水は、地盤沈下問題があるので、保有水源としては除外する(同 10 頁～

15 頁)。

- (2) 利用量率については、都の設定値(平均6~7%)は妥当である(同15頁)。
- (3) 渇水時には、東京都は、他県が有する水利権をあてにはできない(同15頁~16頁)。
- (4) 多摩川水系の小河内ダムは、都の将来の保有水源量である日量680万 m^3 に含まれている(同16頁)。
- (5) ハッ場ダムが完成した場合には、取水制限日数削減効果は大きい(同17頁)。
- (6) 従前、利根川・荒川の利水安全度は1/5、すなわち5年に1回程度発生する規模の渇水において取水制限が起きないことを目標に整備されてきた(同18頁)。
- (7) 都水道局は、平成9年5月に、「東京水道新世紀構想 - STEP21 - 」(乙104)において、給水安全度1/10、すなわち10年に1回程度発生する規模の渇水において、給水制限が起きない安全度を用いて、水源確保の目標を公表した(同18頁)。
- (8) 利水安全度は取水ベースで、給水安全度は蛇口ベースでの給水の安定性を示すものであるが、都は両者を同一のものにとらえている(被告ら準備書面(13)4頁~5頁)。
- (9) 結局、被告は、平成9年5月に発表した「東京水道新世紀構想 - STEP21 - 」(乙104)において、利根川・荒川の利水安全度を、従前の1/5から1/10に変更したものである(全趣旨から)。
- (10) 利水安全度を1/10に変更した場合の将来の保有水源量の再評価の計算では、霞ヶ浦導水及び霞ヶ浦開発を除く利根川水系、霞ヶ浦導水及び霞ヶ浦開発、荒川水系の減少率をそれぞれ20%、0%、22.5%としたが、これは、国土交通省の計算に基づくものである。東京都はその計算根拠は入手していないが、その計算結果が信頼できるものと判断した(被告ら準備書面(13)5頁~7頁)。
- (11) 利水安全度を踏まえた将来の水源量は、「課題を抱える水源」の問題を解決しても、日量570万 m^3 程度であり、日量30万 m^3 程度不足する(被告ら準備書面(12)4頁)。

第2 原告の反論

1 過去の水需要予測の誤りについて

- (1) 原告らは、その準備書面(11)第2(9頁~15頁)において、東京都の過去の水需要予測が常に過大であったことを指摘した。
- (2) この点について、被告らは、原告らの指摘が「ある年についての当初予測値が、実績値をある程度上回っていることのみをとらえた短絡的な見解である」などと論難するが、それ以上の反論は全くなされていない(被告ら準備書面(12)5頁)
- (3) しかしながら、原告らの準備書面(11)の表1(9頁)及び図3(10頁)においてみたとおり、東京都の過去の水需要予測は、「ある年」についての当初予測値が、実績値を「ある程度」上回っているというような生やさしいものではない。むしろ、事実は、「過去すべての」予測における当初予測値が、実績値を「常に大幅に」上まわってきたのである。
- (4) 結局、被告は、この点についての反論ができなかったというほかない。

2 2003年度の予測の誤りについて 被告の新たな反論がないことについて

- (1) 原告らは、その準備書面(11)第2(9頁~15頁)において、東京都の過去の水需要予測が常に過大に予測されてきた理由について、生活用水の予測において「個人所得」と「平均世帯人員」の2つのみを用いて重回帰分析を行っていること(同12頁) 負荷率を81%と低く見積もっていること(14頁)に根本的な誤りがあることを述べた
- (2) 被告らは、東京都の水道需要予測が正しい旨、縷々述べているが(被告ら準備書面(12)5頁~10頁)が、その内容は、被告の準備書面(7)(5頁~14頁)における内容と全く同一であり、それ以上の反論は全くなされていない。従って、ここでも、結局、被告は反論ができなかったというほかない。

3 2003年度に見直された水需要予測について

以下では、特に、2003(平成15)年度に見直された水需要予測について、さらに敷衍して、原告の主張を補充する。

- (1) 2005年度における予測値と実績値の大幅な乖離について

2003年度に見直された水需要予測の結果は、「水道需要予測（平成15年度）の結果について（案）」（甲C第21号証）にまとめられている。被告はこれに基づいて、将来の計画1日最大配水量を600万 m^3 となる計画の説明をしている（被告準備書面（7）5頁～17頁）。

ところで、東京都は、目標年次の2013（平成25）年度だけでなく、中間年である2005（平成17）年度、2010（平成22）年度についても同じ予測手法で水需要の予測を行っている（甲C第21号証）。

この2005（平成17）年度については実績値が公表されているので、予測値と実績値を対比することにより、被告らの予測手法の適否を判断することができる。

2005（平成17）年度の1日最大給水量の実績値は508万 m^3 であり、一方、被告らの予測値は590万 m^3 であるから、実績値は予測値を14%も下回っている。被告らが「将来の水道需要の見直し」を公表してから2年しか経過していないにもかかわらず、このような大きな乖離が生じているのである。なお、2006（平成18）年度の1日最大給水量の実績値は506万 m^3 であり、2005（平成17）年度の実績値をさらに下回っている。

このように、2005（平成17）年度における予測値と実績値の大幅な乖離により、被告らの予測手法が誤りであることは、さらに疑いのない事実となった。

この実績値と予測値を表にまとめると、以下のようになる。

	2005年度実績値	2005年度予測値	2013年度予測値
1日最大給水量	508万 m^3	590万 m^3	600万 m^3
給水人口	1249万人	1237万人	1239万人
1人1日最大給水量	407 $\frac{\text{リットル}}{\text{人}}$	477 $\frac{\text{リットル}}{\text{人}}$	489 $\frac{\text{リットル}}{\text{人}}$

被告らは準備書面（12）5頁で「現行の水道需要予測についても、その信頼性、説明性を確保するため、使用水量実績を踏まえ、・・・合理的な手法により行ったものである。したがって、原告らが主張するように、ある年の予測についての当初の予測値と実績値とに隔たりがあったからといって、需要予測が妥当性を欠くということにならない。」とうそぶいているが、2005（平成17）年度の1日最大給水量における実績値と予測値の大きな乖離は、予測の方法そのものに根本的な誤りがあ

ることを示している。

(2) 2005 (平成 17) 年度以降の見通し

さらに、東京都の予測は、2005 (平成 17) 年度以降の見通しについても、明らかに誤っている。

すなわち、被告らによる 1 日最大給水量の予測を見ると、図 1 のとおり、基準年度の 2000 (平成 12) 年度から 2005 (平成 17) 年度までの 5 年間で 70 万 m³/日増加し、その後は目標年度 2013 (平成 25) 年度までの増加量は 10 万 m³/日である。したがって、仮に 2005 (平成 17) 年度以降は被告らの予測どおりに 1 日最大給水量が増加したとしても、2013 (平成 25) 年度は 508 万 m³/日 + 10 万 m³/日 = 518 万 m³/日にとどまり、基準年 (2000 [平成 12] 年度) の実績値 520 万 m³/日と変わらない数字になる。

次に、被告らによる 1 人 1 日最大給水量の予測をみると、図 2 のとおり、基準年度の 2000 (平成 12) 年度から 2005 (平成 17) 年度までの 5 年間で 45 % 増加し、その後は目標年度 2013 (平成 25) 年度までの増加量は 7 % である。仮に 2005 (平成 17) 年度以降は、被告らの予測どおりに 1 人 1 日最大給水量が増加したとしても、2013 (平成 25) 年度は 407 % + 7 % = 414 % にとどまり、基準年 (2000 [平成 12] 年度) の実績値 432 % を大幅に下回ってしまうのである。

このように、2005 (平成 17) 年度の実績を踏まえれば、目標年次までに被告らの予測のように東京都の水道配水量が大幅に増加することがありえないことであって、被告らの予測方法が破綻していることは明らかである。

4 ダム計画の呪縛から解放された横浜市は、現実に即した水需要予測を行っていることについて

新規ダム計画への参加の必要性がなくなった都市、いわば、ダム計画の呪縛から解放された都市においては、水需要の構造的な要因を評価したうえで、実績を重視した水需要予測を行っている。

例えば、横浜市水道の 1 人 1 日最大給水量の予測をみると (甲 C 第 22 号証「横浜市 上水道予測調査業務 報告書」2004 年 7 月)、図 3 のとおり実績の減少傾向が今後もしばらくの間続き、その後は増加傾向に転じることなく、一定の値に収束す

るとしている。これと図2の東京都の予測を対比すれば、都の予測がどれほど実績無視の非合理的なものであるかがよくわかる。横浜市は、過去10年間減少の傾向にあった実績を踏まえて、今後もその減少傾向が一定期間続くという常識的な予測を行っているのに対して、東京都は過去10年間減少傾向にあったものが、将来は急に大幅な増加傾向に転じるという全くあり得ない不可解な予測を行っている。

1人1日平均給水量についても同様のことが言える。図4、5は横浜市と東京都の1人1日平均給水量についてそれぞれ予測と実績を対比したものである。横浜市は実績の動線をそのまま延長するかのようになり、実績重視の予測を行っているのに対して、東京都は実績の傾向とは無関係の予測を行っている。

この横浜市と東京都の違いはどこにあるかと言えば、参加する予定のダム計画の有無である。横浜市には新たに参加する予定のダム計画は存在しない。横浜市の関係ではかつては国土交通省の宮ヶ瀬ダム計画があったが、2000年度に宮ヶ瀬ダムが完成して、横浜市関係のダム計画はなくなった。一方、東京都は八ッ場ダムの他に霞ヶ浦導水事業に参加することを予定している。

すなわち、現在の横浜市は新たなダム計画に参加する理由をつくるための水需要予測を行う必要がなくなっているため、実績を重視した水需要予測になっているが、一方、東京都は八ッ場ダム等の計画への参加を前提としているために、その理由付けのために実績と乖離した予測を行っている。いわば八ッ場ダム計画等に呪縛されているために東京都は実績無視の予測を行っているのである。

5 再び、東京都の水需要予測について

(1) 重回帰分析手法の誤り

被告らは準備書面(12)7~8頁で、予測に用いた実績期間(昭和61年度から平成12年度まで)における、1人当たり生活用水について東京都の予測は、実績とよく一致していると説明している。

しかしながら、被告らの準備書面(13)8頁において示された2001年~2005年の各実績は、予測とは全く一致していないことが明らかである。

被告の準備書面(12)7~8頁に示されているのはグラフのみで、2000年より前の正確な数字は示されていない。そこで、1人当たり生活用水の元データと計算方法を情報公開請求で入手し(甲C第23号証「用途別使用水量計算過程」、甲C第24号証

及び甲C第25号証「用途別集計表」) これを用いて被告と同じ計算を行った。その結果が、図6である。これを見ても明らかとなり、都の予測は、実績と次第に離れてきている。なお、給水人口は東京都水道局の管轄外のところもあるので、東京都福祉保健局の毎年度の「東京都の水道」(甲C第26号証)によった。

実績は、1995年からの10年間で10%近く減ってきている。にもかかわらず、東京都は、逆に基準年度である2000年から2005年までに10%、2013年までに20%増えとの予測をしている。

被告らは、1人当たり生活用水について、重回帰分析により個人所得と平均世帯人員を変動要因としたモデル式により予測したと述べているが、実績と予測の大きな乖離は予測式そのものに欠陥があることを示している。採用した二つの変動要因はこのモデル式ではいずれも増加要因として機能しており、このモデル式では最近の1人当たり生活用水の漸減傾向を再現できるはずがない。最近の実績の傾向を見れば、このモデル式が不適切であることは一目瞭然であるにもかかわらず、あえてそれに固執しているのは、水需要の増加という結論が先にあるからとしか思えない。

先に述べた横浜市では東京都のような重回帰式ではなく、生活用水を水利用の用途別に分けて各用途ごとに増加要因と減少要因(節水要因)を分析して、表1のとおり、1人当たり生活用水(家事用水)の予測を行っている。この予測によれば、将来値は基準年の242%から230%へと減少することになっている。これが常識に則った予測であって、1人あたり生活用水が実績の傾向から反転して20%も増加するという東京都の予測は明らかに常識からかけ離れている。

(2) 負荷率の誤り

もうひとつの大きな誤りは負荷率(1日平均配水量/1日最大配水量)の設定である。図7のとおり、負荷率は上昇傾向にあって、2005(平成17)年度は89%になっているにもかかわらず、東京都は81%を使用している。81%は20年近く前の1986年度の値であってその後は確実な上昇傾向にある。負荷率が上昇傾向にある大きな理由は、配水池が増設され、その総容量が次第に増加してきたことにあると考えられる。すなわち、給水所の配水池が次々と増設されて、浄水場内の配水池も含めて、配水池の総容量が増加し、2005(平成17)年度末現在約320万 m^3 となっている(甲C第27号証)。その結果、配水量の減少も相俟って1日平均配水量に対する配水池

の容量の割合（配水池貯留能力）が図8に示すとおり、次第に増加してきた。配水池貯留能力は1980（昭和55）年度は約0.4、1990（平成2）年度は0.5強、そして2004（平成16）年度は0.7を超えている。

このように配水池の容量が増加すれば、配水池の貯留量の増減で配水量の日変動に対応することが可能となり、浄水場から出す水量の変動を小さくすることができる。このこともあって負荷率が上昇して来たことを踏まえれば、被告らが主張するように、負荷率が1986年度の値に戻ることはありえないことである。

このように、負荷率の上昇は構造的なものであるから、再び20年前の状態に戻ることはない。最近10年間近くはほぼ85%以上の値を示しているのであるから、仮に安全側を見ても、85%以上の値を採用すべきであって、81%という値を使う必然性がない。81%という20年前の値に固執することに東京都の予測の恣意的な姿勢がある。

6 水需要予測が違法と評価されるべき基準について

- (1) 地方公共団体による水需要予測は、不確実な要素とその評価を内包していることから、過去の水需要の実績や予測の前提となる諸要素などに関する適正な情報に基づいて合理的に行われている限りにおいては、将来の実績との間に一定の乖離があったとしても、行政裁量の範囲内として、水需要予測に基づき実施される事業に関する費用の支出等が直ちに違法と評価される訳ではない。
- (2) しかしながら、地方公共団体において、過去の水需要の実績や予測の前提となる諸要素などに関する適正な情報収集を行わずに、もしくはこれらに関する適正な情報を無視したうえで、恣意的に著しく過大な水需要予測を行った場合は、もはや行政裁量の範囲を逸脱したというべきであり、過大な水需要予測に基づき実施される事業に関する費用の支出等は違法と評価されるべきである。また、当初の予測と実績との間に現実に乖離が生じ、予測の信頼性に疑問が生じているにもかかわらず、事業計画の見直しを行わずに費用の支出等を行うことも違法と評価されるべきである。
- (3) 本件と同じく「水需要の予測」という行為を、地方財政法4条1項（「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえてこれを支出してはならない」）の「必要最少性」判断の要素と把握した例が横浜地裁平

成 13 年 2 月 28 日判決(相模大堰事件・判例自治 255 号 54 頁参照)である。同判決は、相模大堰を建設する利水上の必要性について、次のように述べている。「県の一般会計から県企業庁の水道事業特別会計に支出される本件支出が、財務会計上の行為であることは疑いようがなく、かつ、本件支出について必要最小性に関する要請(地方財政法 4 条 1 項の「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない」との要請)に一定の裁量が認められるとしても、その裁量を越えた不必要な公金の支出は、財務会計法規上許されないというべきである。したがって、本件支出の必要性の有無の判断はこのような意味では避けることはできない。」「昭和 62 年ごろからの水需要の実績値については、増加傾向が減少し、横ばいともいえる傾向が見てとれるばかりか、前年度より減少した年度も見られる。このように実績値と予測値が一見して相当に乖離してきたのであるから、一部事務組合としての企業団としては、法令に従い予測値の過程を再検討すべきことが要請されたというべきである。もちろんこのような傾向が継続して続くと見込むかどうか等その判断には極めて困難が伴うことは当然予想される場所であるが、そのことは再検討をすべき義務を免除するものではない。」ただし「水需要予測という確定値が定まらない事項を対象とする判断であること、水需要に変化が生じてきたといっても上昇の傾向が弱まったという程度であり、これに対応する必要性が消失したということではないこと」等から、「裁量権濫用の違法の非難は免れるというべきである」

- (4) この横浜地裁判決は、当初事業計画の前提として用いられた水需要の予測値が、実測値に比して「相当に乖離してきたこと」が計画再検討義務を発生させる、という条理を説いたものである。従って、この判例を前提とすると、「長期的な需要予測等に基づいて計画的に行う公共事業について、適切な分析に基づいて計画を策定しなかった場合、あるいは計画実施後検証を繰り返して適切に事業計画の見直しをせず、漫然と当初計画どおりに事業を進めてきた場合には、事業支出が違法とされる可能性が高いこと」になる(伴義聖ほか「水道行政は水物?」判例自治 259 号 11 頁。なお、伴義聖弁護士は、相模大堰事件の神奈川県等の代理人であり、本件八ッ場ダム裁判でも、群馬県、茨城県及び千葉県等の 3 つの裁判で県側の代理人となっている)。

(5) 本件の場合には、水需要の「上昇の傾向が弱まったという程度」どころの話ではなく、現に、水需要が大幅に減少してきているのである。従って、水需要の増加を前提とした本件ハツ場ダムの必要性は完全に消失しているのである。にもかかわらず、実績と著しく乖離した予測をそのままにし、適時、適切な計画の見直しを行わずに漫然と経費の支出等を行えば、それは必要最少性の判断に関する裁量を超えた不必要な公金の支出として、財務会計法規上違法と評価されるべきである。

7 利水安全度 1 / 10 を想定した場合でも、水源は十分である

(1) 利水安全度 1 / 10 を想定した場合の保有水源量 570 万 m³ / 日の根拠は示されていない

被告らは準備書面 (12) 4 頁において「利水安全度を踏まえた将来の水源量 (利水安全度 1 / 10 に見合うだけの将来の保有水源量) は、課題のある水源の問題を解決しても日量 570 万 m³ 程度であり、将来の水道需要量である日量 600 万 m³ に対して日量 30 万 m³ 程度不足する状況にある。」と述べている。

東京都は、利水安全度を従前の 1 / 5 から 1 / 10 に変更したというが、この点についての疑問は一旦措くことにする。

このうち、600 万 m³ / 日という需要予測が虚構のものであることは、上述したとおりであるが、利水安全度 1 / 10 を想定した場合の保有水源量 570 万 m³ / 日の根拠も極めて薄弱である。

この計算に用いた利根川水系等の保有水源の評価率 (減少率) について被告らは準備書面 (13) 5 頁で「都はこれを国土交通省から平成 15 年 11 月に入手したが、計算根拠は入手していない。」と述べている。被告らが主張するように、利水安全度 1 / 10 を想定した保有水源量が重要であるならば、その計算に用いる評価率 (減少率) の計算根拠を把握することが必須のことであるはずだが、被告らはその計算根拠を確認する努力もせずに、たまたま入手した国土交通省の数字を鵜呑みにして計算を行っている。何という怠惰な被告らの姿勢であろうか。

原告らは国土交通省の公表資料の中に、利根川水系等の保有水源の評価率に関する資料があるかどうか確認したが、そのような資料があるとの回答に接していない。ということは評価率の数字は国土交通省が組織として正式に計算したものではなく、

国土交通省の担当者が個人的に計算したものにすぎないものである可能性が高い。とすれば、その数字の信頼性がどこまであるのか、かなり疑わしい。そのように根拠が不確かな数字を使って、1/10 渇水年到来の危機感を煽る被告らの姿勢はきわめて不当なものである。

(2) 仮に1/10 渇水年が到来しても、何の心配もない

ただし、仮に被告らが述べるような1/10 渇水年が到来したとしても、原告らの評価による保有水源量を前提とすれば（この評価が正しいものであることについては、原告ら準備書面(7)15頁～20頁）、東京都は水需給バランスの上では何の心配も要らない。

図9は、東京都の1日最大配水量と保有水源量の経年変化をみたものである。最近では1日最大配水量がほぼ減少の一途を辿り、一方、保有水源量がダム建設等の水源開発の進展とともに、次第に増加したことにより、2006（平成18）年時点は保有水源量と1日最大配水量との差は195万 m^3 /日、200万 m^3 /日近い値にもなっている。今や東京都は有り余る水源を保有するに至っている。

では、被告ら主張するような1/10 渇水年が到来したらどうなるか。被告らが示した評価率（減少率）に従って、1/10 渇水年における保有水源量を計算して同様のグラフを描いたのが図10である。1/10 渇水年の保有水源量は、被告が主張する根拠不確かな数字を使用しても、604万 m^3 /日に達している。2006（平成18）年時点では98万 m^3 /日も余裕が得られており、十分な余裕が確保されている。そして、被告らによる過大な2013（平成25）年の1日最大配水量予測値600万 m^3 /日をも上回っている。これは水需要の実績を無視した極めて過大な予測値であることは前述したが、そのような過大な予測値であっても、それに対応することが可能な保有水源が1/10 渇水年でもすでに確保されているのである。

(3) 被告らの評価にかかる保有水源を前提としても、まだ余裕がある

次に被告らの保有水源量の評価値を使って同様の検討を行ってみる。被告らの保有水源量の評価は、現在、多摩地域の水道水源として使用されている地下水をカウントせず、また、実績よりかなり小さい利用率（ $=1 - \text{浄水場ロス率}$ ）を使って（浄水場ロス率を大きく見込んで）、保有水源量を過小評価したものである。そのような

評価値でも、図 11 のとおり、2006 年時点で 1 日最大配水量に対して 105 万 m^3 /日の余裕が得られている（暫定水利権を除く）。

(4) 被告らの評価にかかる保有水源を前提とし、さらに 1/10 渇水年の値に評価し直した場合でも、まだ余裕がある

さらに、図 12 は図 11 の保有水源量を 1/10 渇水年の値に評価し直した場合である。その場合でも 2006 年時点で 1 日最大配水量に対して 12 万 m^3 /日の水源の余裕が得られており、1/10 渇水年にも対応することができる。

(5) 小括

このように、被告らは 1/10 渇水年が到来した場合の恐怖感を煽って、八ッ場ダム事業への参加の理由を正当化しようとしているが、実際には水需要の減少と水源開発の進捗によって、東京都はすでに 1/10 渇水年に対応できる状態が確保されていることが明らかとなった。保有水源を根拠なく過小評価した被告らの評価値を使っても、1/10 渇水年に対応できるようになっているのである。従って、1/10 渇水年への対応を八ッ場ダム参加の理由とする被告らの主張は失当である。

8 多摩地域の地下水を正当に評価すべきである

被告らは準備書面（12）10～15 頁において東京都環境局の「東京都の地盤沈下と地下水の現況検証について 地下水対策検討委員会検討のまとめ」（乙 101、118）を長々と引用し、結論として、「多摩地区の地下水を将来にわたり安定的な水源と位置づけることは困難であることは明らかである。」と述べている。

しかしながら、環境局の上記報告書から、被告らが述べる結論を導き出すことは到底無理である。引用の内容と結論は全く関係のないものになっている。環境局の報告書で述べていることは、被告らも引用しているように、「現時点においては、現行の揚水量を緩和すれば、地盤沈下が再発する恐れがあるので、揚水規制を継続し、現状の地下水揚水量を超える揚水を行わないことが必要である。」であって、あくまで現状以上に揚水量を増やすことを問題にしているだけである。換言すれば、現状程度の地下水揚水を継続することは可能だと言っているのである。揚水量の増加に対して警鐘を鳴らすことがこの報告書の目的であって、多摩地域で現に使用され、

多摩地域水道水源の約 1/3 を占める地下水（保有水源として約 46 万 m^3 /日）を削減してゼロにする必要があるというようなことはこの報告書は一切述べていない。それをわざわざ曲解して多摩地域水道用地下水ゼロ計画に結び付けようとする被告らの主張はあまりにも不当である。

9 利用率は余裕をみても 98% とするべきである

被告らは、利用率（= 1 - 浄水場のロス率）を実績値より小さく設定することによって保有水源量を意図的に過小評価している。そのことは原告準備書面（11）で 18～20 頁で述べたとおりである。その要点を再度述べれば、東京都水道における利用率の実績値は 98.5% であるから、原告らはそれに多少の余裕を見た 98% を用いるべきだと主張してきた。ところが、東京都は平均で 95% という小さい利用率を使用し続けてきている。98% ではなく、95% を用いることによって、被告らによる保有水源の評価量は約 20 万 m^3 /日も小さくなっている。実績を無視した利用率を使うことによって東京都の保有水源量を小さくしようとする被告らの姿勢は事実に対して不誠実そのものである。

10 ハッ場ダムによる取水制限日数削減効果は、著しい過大評価である

被告らは、準備書面（12）17 頁で、ハッ場ダムによる取水制限日数削減効果に関して国土交通省ホームページのグラフを引用し、「（ハッ場ダムの）完成時には取水制限の発生が大幅に小さくなるものと考えられる」と述べている。その計算根拠データを被告らに求めたところ、被告準備書面（13）9 頁で「都は計算根拠データや計算の過程は入手していない。」と回答した。ハッ場ダムが渇水時にどの程度役立つかは重要な課題であるにもかかわらず、その計算根拠データを入手する努力を一切しようしない東京都は、都の水行政をあずかる立場としてあまりにも無責任である。利水関係だけでハッ場ダム事業に対して約 600 億円も負担する東京都がどうしてハッ場ダムの効果の検証に無関心でいられるのか、理解に苦しむ。

原告らは情報公開請求で、国土交通省から、ハッ場ダムによる取水制限日数削減効果の計算根拠資料を得た（甲 C 第 28 号証）。図 13 のグラフは、甲 C 第 28 号証の抜粋であり、ハッ場ダムによる渇水期間軽減効果をグラフ化したものである。

国土交通省の計算がいかにおかしいものであるか、これによって一目瞭然である。

以下に述べるとおり、要するに計算の前提が、現実の条件を全く無視しているのである。

第1に、ハッ場ダムは夏期の利水容量は2500万 m^3 しかないにもかかわらず、以下に述べるとおり、これを大幅に上回る水量がプラスされている。

平成6年7月1日の実績は、ハッ場ダムを除く既設8ダムで合計29170万 m^3 で、満水貯水量34349万 m^3 に対して5179万 m^3 も下回っていた(甲C第28号証11枚目「7月の一覧表」左から5つ目の欄「平成6年実績」)。これに対して、上記計算では、ハッ場ダムが完成していた場合には、36849万 m^3 になると仮定されており(甲C第28号証11枚目「7月の一覧表」最右欄「取水制限戻し貯水量(+ハッ場、節水考慮)」)。ハッ場ダムの効果により、差し引き7679万 m^3 が増加すると想定されている(図13のグラフも参照)。

しかしながら、ハッ場ダムの洪水期の7~9月の利水容量は2500万 m^3 しかない(甲C第28号証11枚目「7月の一覧表」左から3つ目の欄「ハッ場利水容量」)。しかも、実際のダムは降雨の状況により、貯水と放流を繰り返し満水になるとは限らない。このことを描くとしても、ハッ場ダムが完成した場合でも、全ダムの貯水量が2500万 m^3 を超えて増加することは、現実にはあり得ないことである。

実は、既設8ダム+ハッ場ダムの夏期利水容量(満水の場合)の合計が36849万 m^3 であって、ハッ場ダムの完成後はすべてのダムが満水状態になっている(甲C第28号証11枚目「7月の一覧表」左から四つ目の欄「計画容量8ダム(+ハッ場)」)。すなわち、実績では満水貯水量34349万 m^3 を5179万 m^3 も下回っていた既設8ダムがハッ場ダムの完成後は、なぜか満水に変わるというおかしな前提で、国土交通省の計算が行われているのである。

このような、おかしな想定がされているのは、ハッ場ダムを含めた全ダムをまとめて運用計算を行っていることが原因と思われる。

しかしながら、渇水時のダム運用計算は、各ダムごとに行うべきものであり、国土交通省の計算は、まさに架空の計算、机上の空論であると言わざるを得ない。

結局、上記計算は、ハッ場ダムの効果を過大に宣伝するものであり、まやかし以外のなにものでもない。

第2に、そもそも、ハッ場ダムの利水目的は、東京都、埼玉県、千葉県、群馬県及び茨城県の水道用水および工業用水を、通年毎秒9.58 m³、非かんがい期毎秒12.629 m³開発して、各都県に供給するというものである。各都県はその供給を前提とした水需給計画を策定し、その供給量に合わせてダム建設費用を負担している。

ところが、この計算では、これらの水道用水、工業用水の開発は一切無視し、非常用の渇水対策専用ダムとして使うことが前提になっている。

しかしながら、もしハッ場ダムを渇水対策専用ダムとして使うことになれば、ハッ場ダムの利水計画、費用負担計画、各都県の水需給計画が根本から変わることになる。従って、ハッ場ダムを現計画のまま、渇水対策専用ダムに切り替えることは現実にはあり得ないことなのである。

このように、国土交通省の計算は、現実を無視した意図的な計算によるものである。国土交通省のホームページに載っている「ハッ場ダムによる取水制限日数削減効果」は現実とは著しく乖離したもので、全く意味が無い。なりふり構わずに虚構のデータでハッ場ダム事業を宣伝し、世論を誘導しようとする国土交通省の姿勢はあさましいとしか言いようがない。

11 まとめ

以上検討してきたとおり、被告らは水需要予測においては実績を意図的に無視した著しく過大な予測を行い、一方で、保有水源量を不当な解釈で過小評価を行うことによって、あたかもハッ場ダム等の新規水源が必要であるかのような水需給計画を作り上げているが、そのような虚構の水需給計画によって、漫然とハッ場ダム建設に関する費用の支出を行うことは到底許されない。

以上

図1 東京都水道の一日最大給水量の実績と都の予測

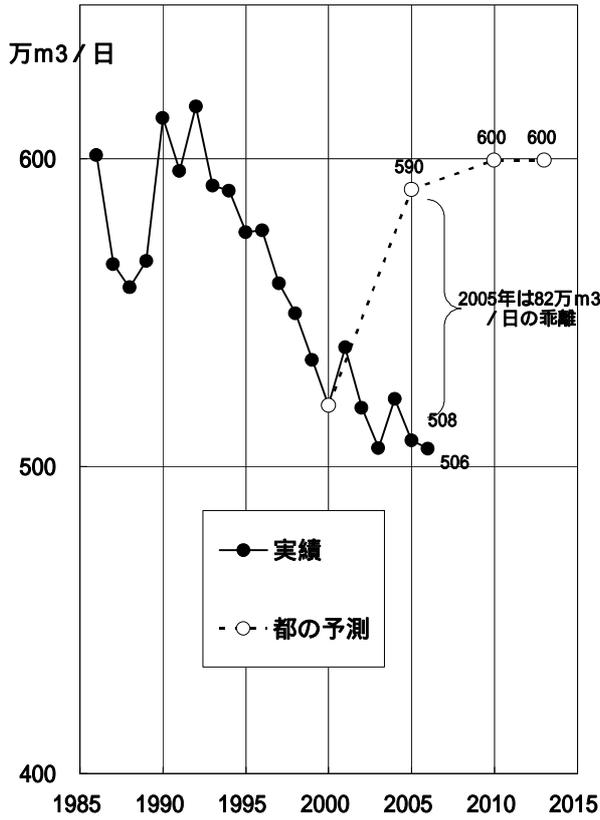


図2 東京都水道の1人1日最大給水量の実績と都の予測

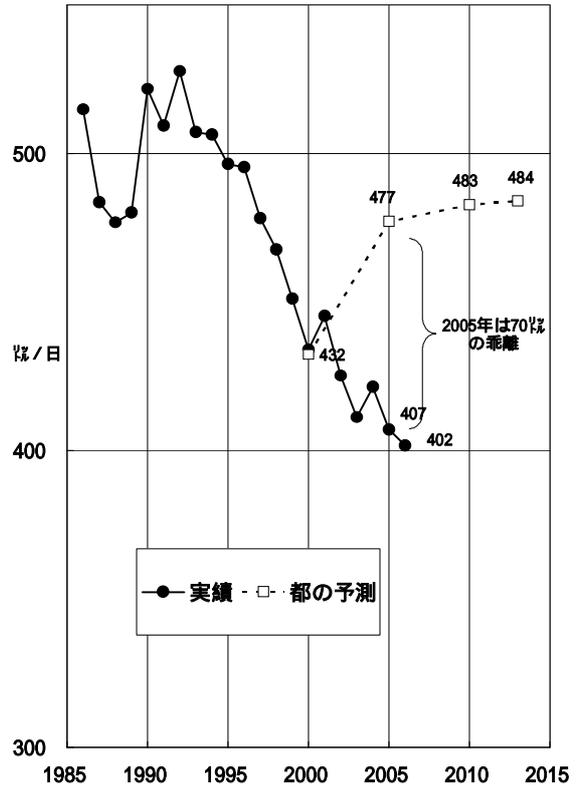


図3 横浜市水道の1人1日最大給水量の実績と市の予測

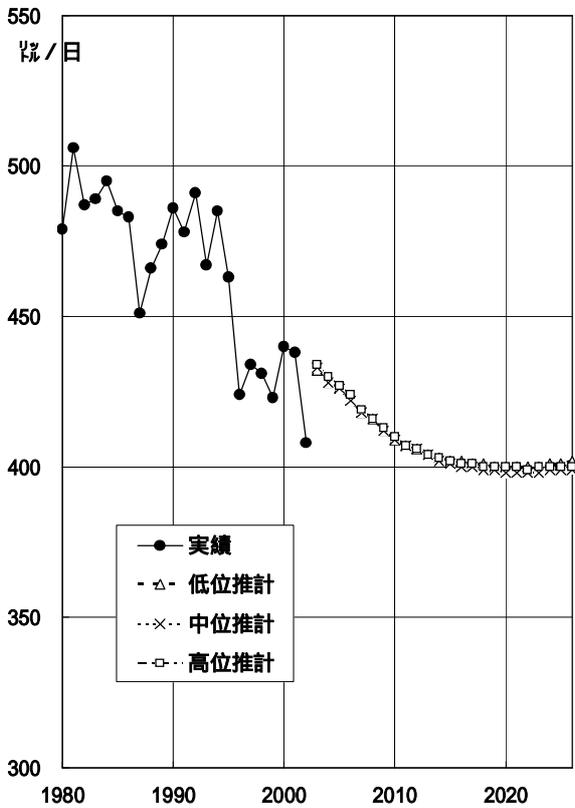


図4 横浜市水道の1人1日平均給水量の実績と市の予測

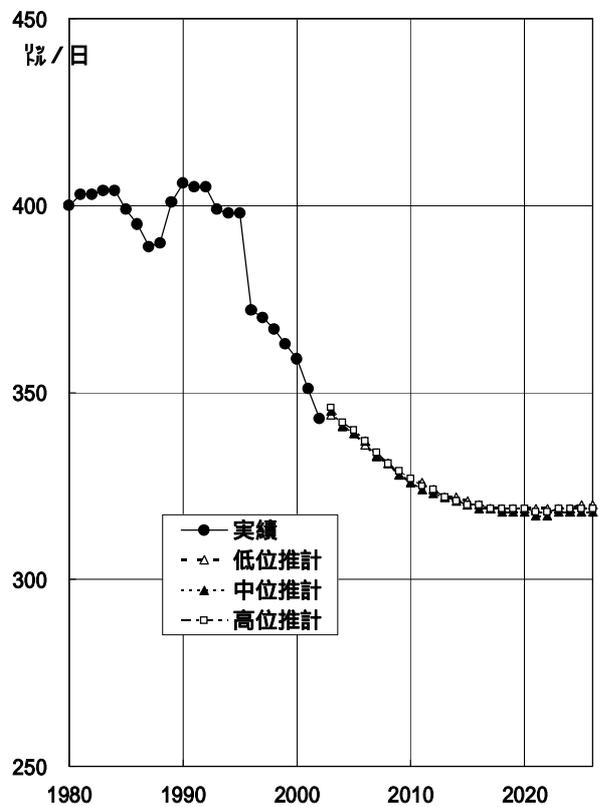


図5 東京都水道の1人1日平均給水量の実績と都の予測

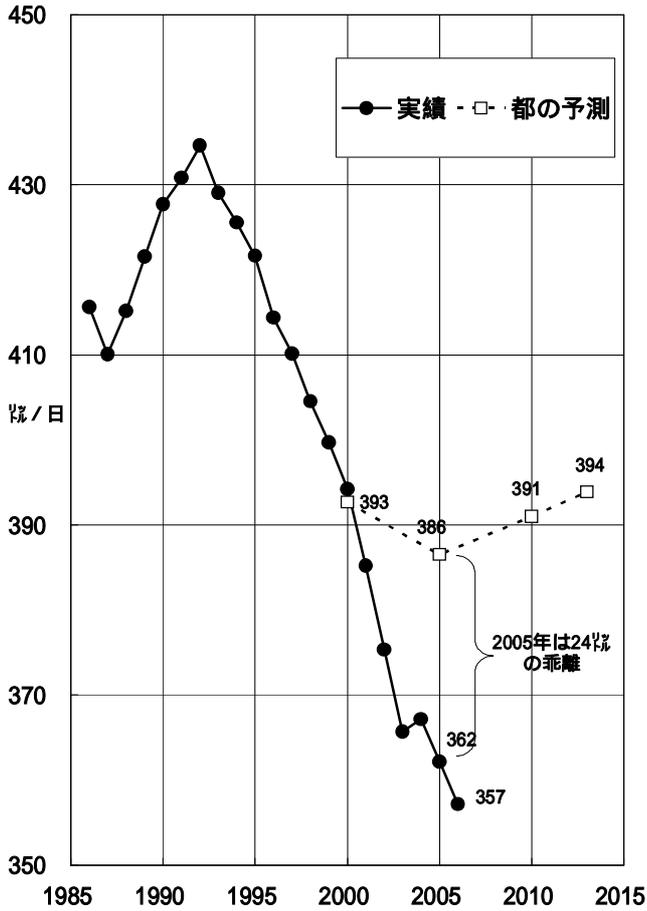


図6 東京都水道の一人あたり生活用水の実績と都の予測

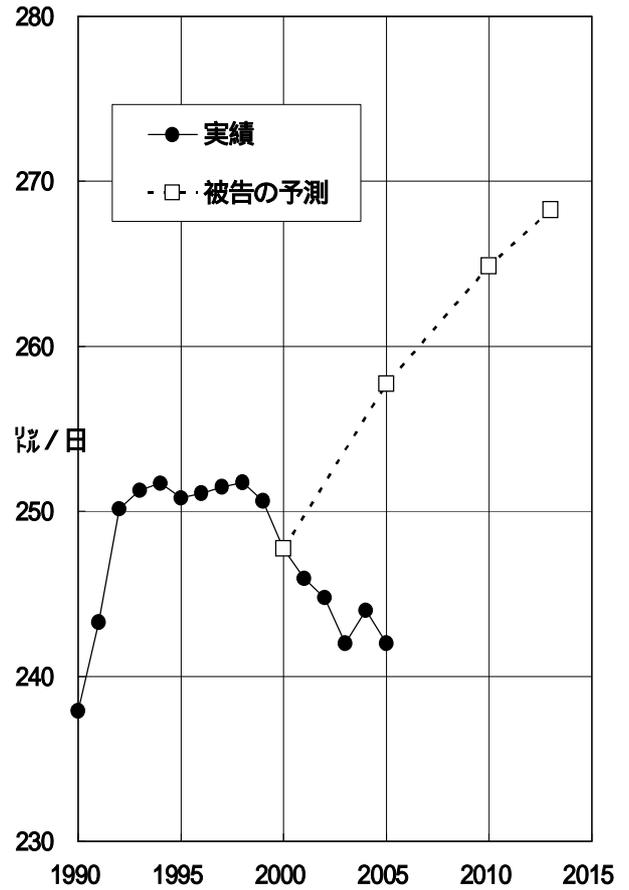


表1 横浜市水道の水需要予測

(「横浜市 上水需要予測調査業務報告書 2004年7月」より作成)

家事用水の用途別予測

(注) 節水化率: (節水型モデル前提の使用水量) / (非節水型モデル前提の使用水量)

		実績(2002年度)	予測(2026年度)
洗濯用水	節水型全自動洗濯機の普及率	0.4%	45.5%
	節水化率	0.987	0.774
風呂用水	24時間風呂の普及率	3.441%	4.819%
	節水化率	1.000	0.978
炊事用水	食器洗浄機普及率	7.4%	19.2%
	ディスポーザー普及率	6.2%	6.9%
	節水化率	0.967	0.868
水洗便所用水	1回当たり使用水量 (節水型トイレの普及)	13.07ℓ	11.24ℓ
	節水化率	0.992	0.845
平均世帯人員		2.48人	2.28人
1人1日家事用水		242ℓ	230ℓ

図7 東京都水道の負荷率の実績と都の予測

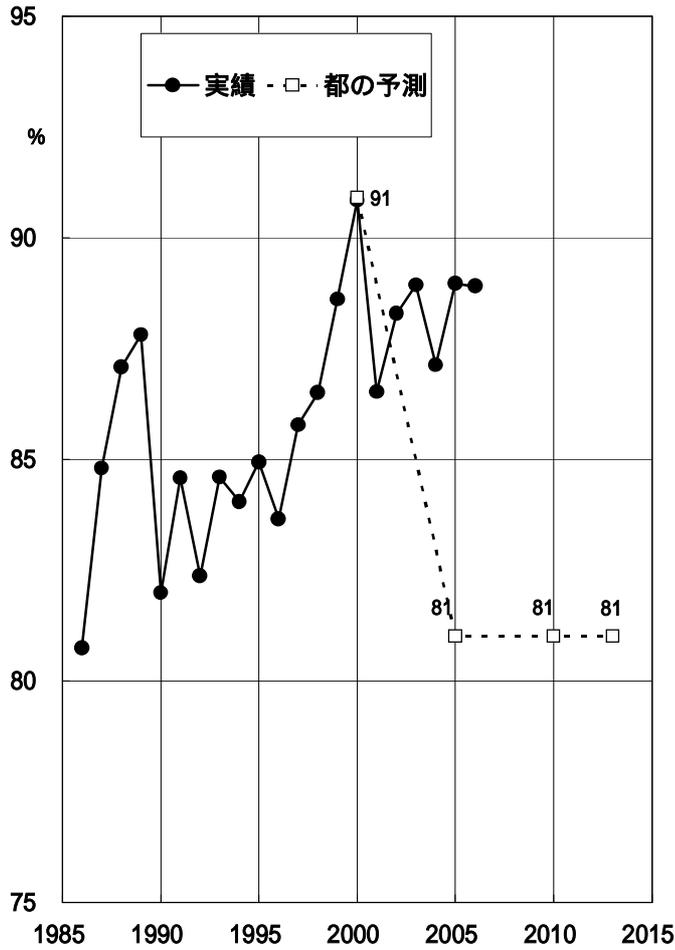
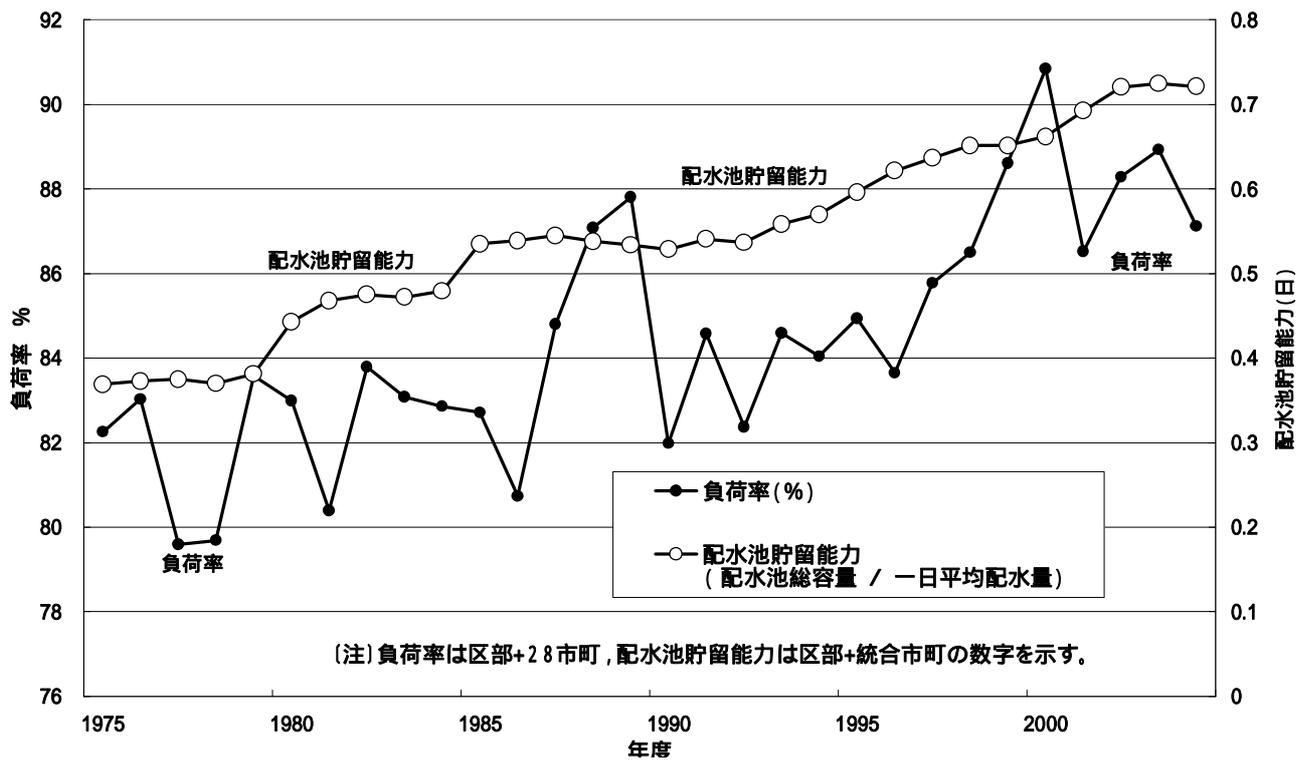
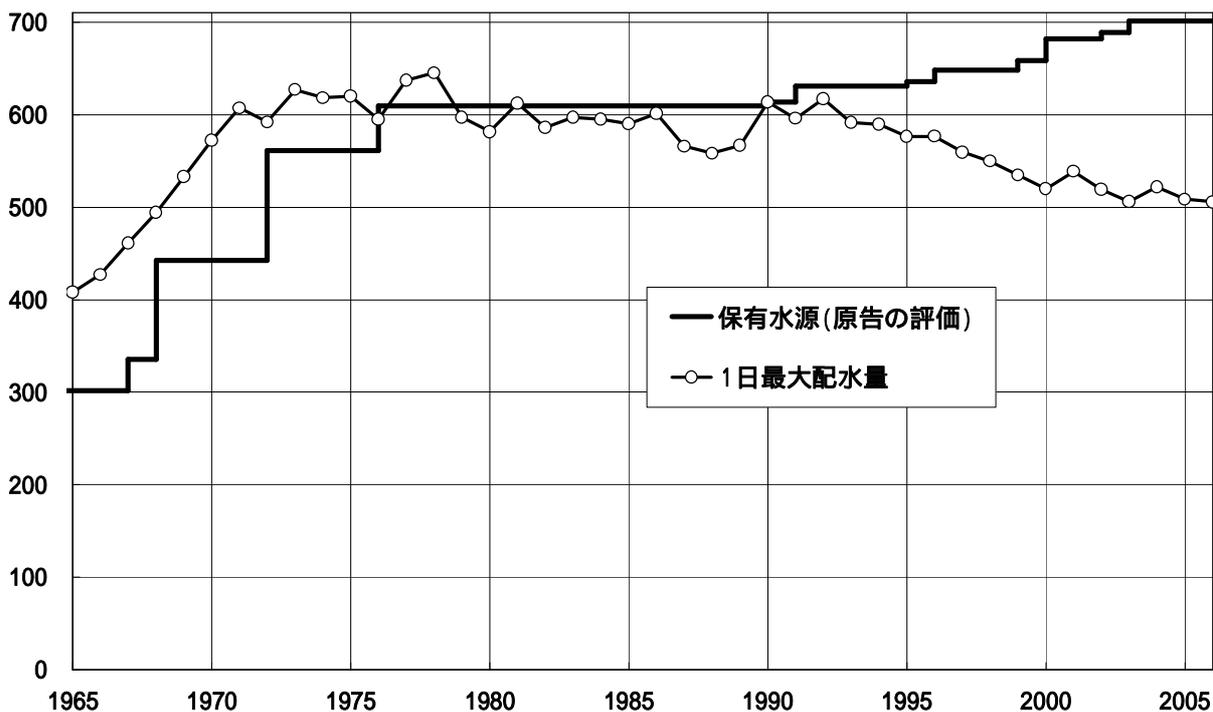


図8 東京都水道の負荷率と配水池貯留能力の経年変化



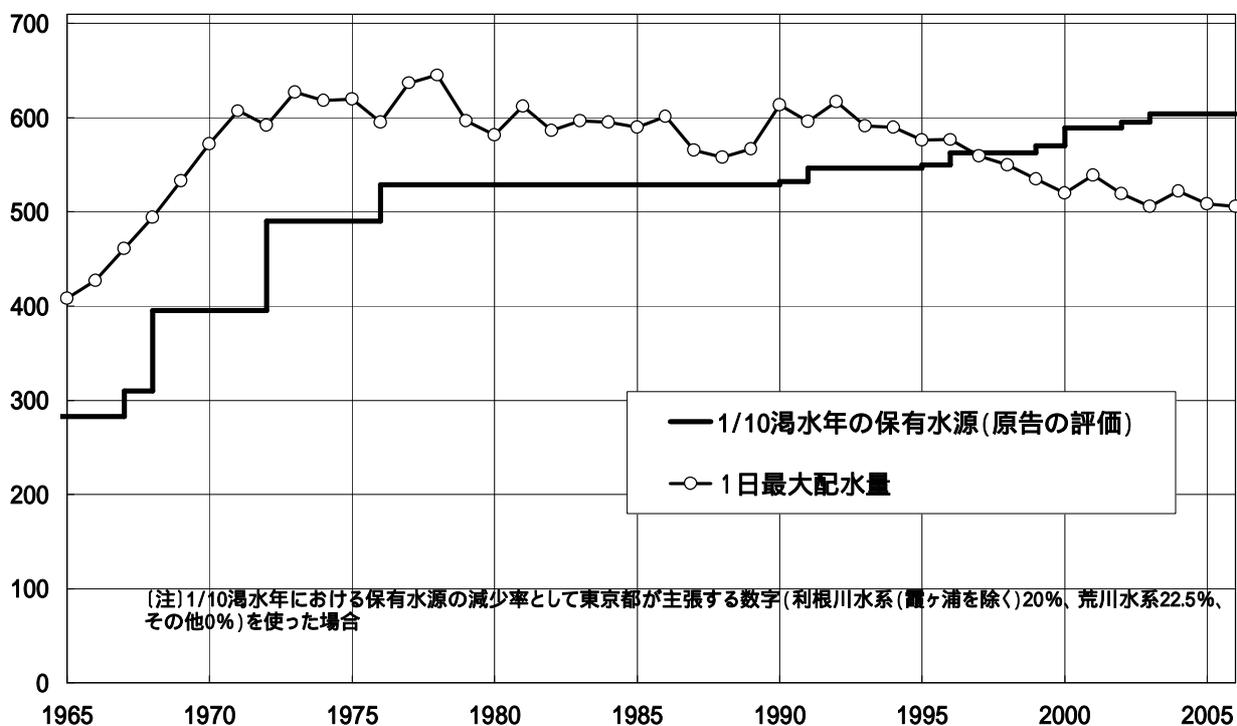
万m³/日

図9 東京都水道の保有水源(原告の評価)と一日最大配水量の推移



万m³/日

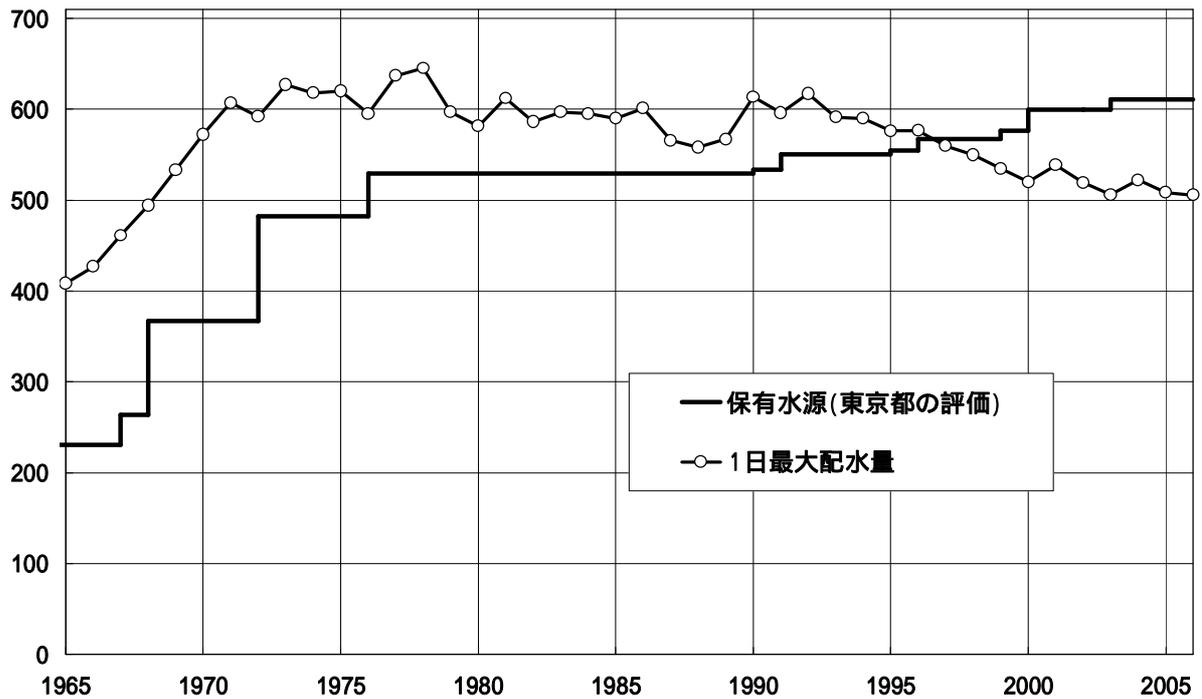
図10 東京都水道の1/10渇水年保有水源(原告の評価)と一日最大配水量の推移



[注] 1/10渇水年における保有水源の減少率として東京都が主張する数字(利根川水系(轟ヶ浦を除く)20%、荒川水系22.5%、その他0%)を使った場合

万m³/日

図11 東京都水道の保有水源(都の評価)と一日最大配水量の推移



万m³/日

図12 東京都水道の1/10渇水年保有水源(都の評価)と一日最大配水量の推移

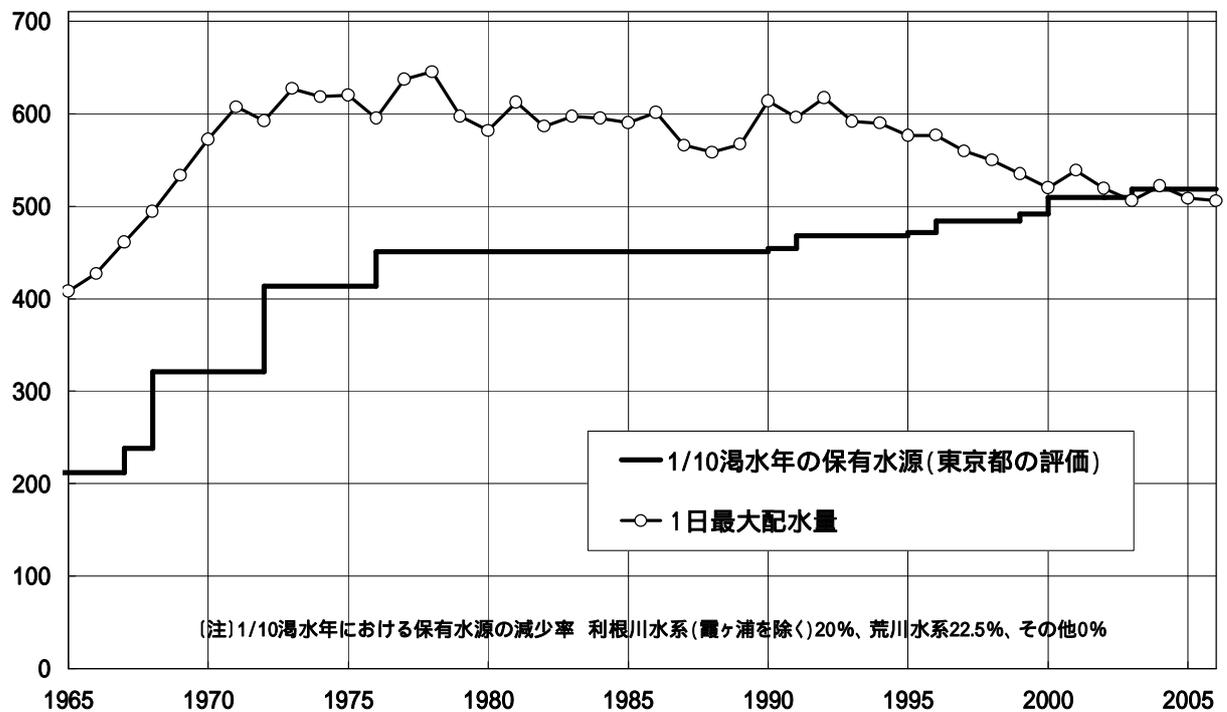


図 13 国土交通省関東地方整備局「ハッ場ダムによる渇水期間軽減効果について」の開示資料

